

育て 届け 繋がる愛

ひたち大宮セレクション認証制度

「彩り－irodori－」

ガイドライン

令和7年10月

一般財団法人 常陸大宮市観光物産協会

目 次

1. ひたち大宮セレクション認証制度の目的	1
2. 認証までの流れ	2
3. 申請対象者	2
4. 申請対象産品	2
5. 申請方法	3
6. 審査方法	3
7. ひたち大宮セレクション認証制度認証基準	3
8. 認証期間	4
9. 認証されたら	4
10. 認証品のメリット	5
11. 申請上の注意事項	5
12. 申請・問い合わせ先	5

参考資料

◇ ひたち大宮セレクション認証制度実施要領（資料 1）	6
◇ ひたち大宮セレクション認証制度 様式（資料 2）	10

1. ひたち大宮セレクション認証制度の目的

常陸大宮市では、平成 28 年より、市内で生産された農林畜水産物や市内の農林畜水産物を原材料に製造された加工品を、審査基準に基づき、市の特産品「常陸大宮さん（産）」として認証してきました。「常陸大宮さん（産）」認証数は、令和 6 年 3 月に農林畜水産物 17 品目、加工品 33 品目（うち工芸品 2 品目）となり、当初目標の 50 品目を達成しました。

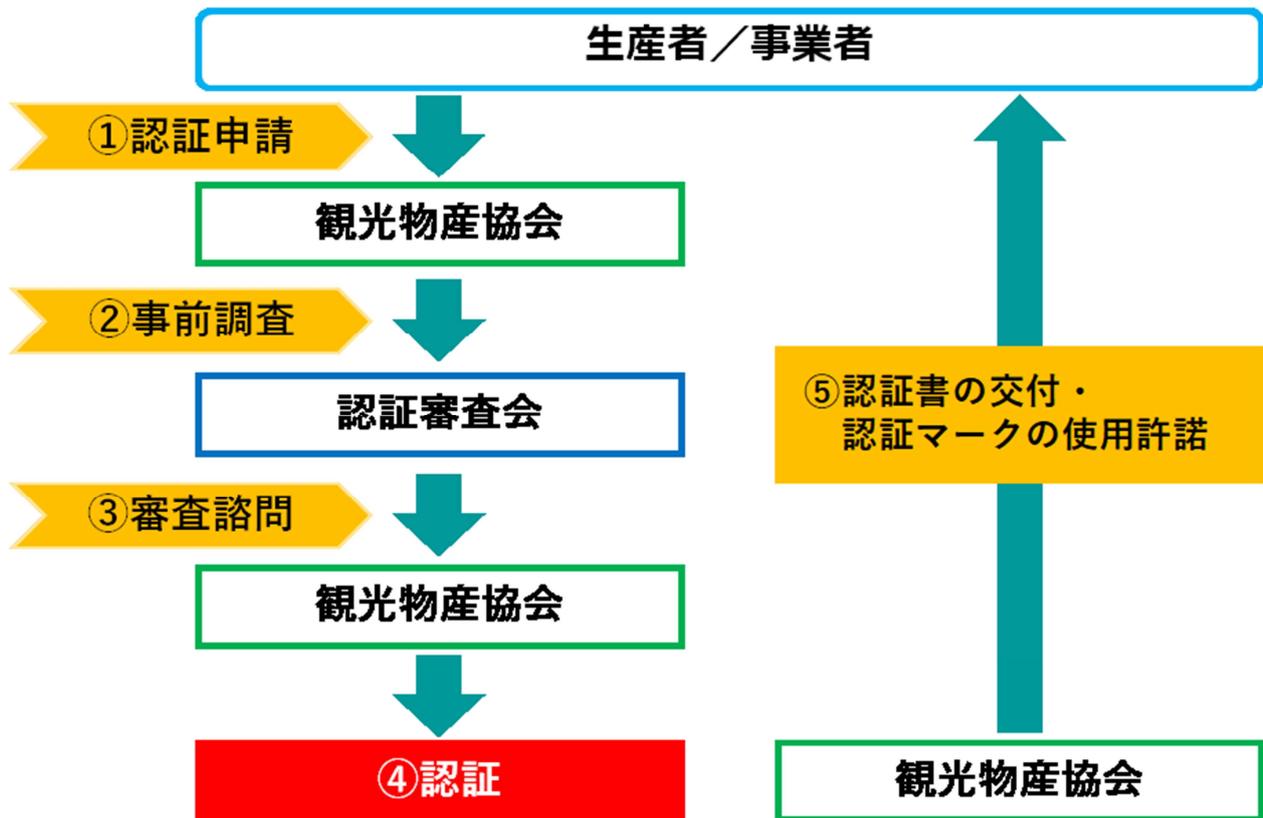
今年度、「常陸大宮さん（産）」認証制度の導入から 10 年を迎えるとともに、4 月に一般財団法人常陸大宮市観光物産協会（本協会）が設立したことから、これまでの「常陸大宮さん（産）」を含む製品の更なる流通を図り、市場等での積極的な販売促進や認知の拡大、ブランド化などを支援する制度と進化させるため、「ひたち大宮セレクション認証制度『彩り-irodori-』」を立ち上げました。

本制度では、古くから常陸大宮市の気候や風土、地域性を活かし栽培、収穫され、かつ、これまで「常陸大宮さん（産）」として認証されていた一次産品や伝統工芸品を「産地認証品」として認知拡大を図るとともに、市場等での積極的な販売を促進していくことで地域経済を活性化させることを目的としています。また、市内で生産される特色ある産品を、「常陸大宮市と言ったらこれ！」といった地域ブランド「ブランド認証品」として確立することで、常陸大宮市の産業の振興と、市の魅力としてイメージ向上に繋がることを目指してまいります。

また、市内の生産者（事業者）が愛情を込めて育てた産品が、「産地認証品」、「ブランド認証品」として登録され、多くの人に届けられることで、生産者と消費者が繋がるとともに、産品が人々の日々や暮らし、心に『彩り』をもたらすことを期待しています。

2. 認証までの流れ

申請から認証までは、次の①～⑤の手順で行います。



3. 申請対象者

常陸大宮市に住所を有している生産者、または、主たる事業所を市内に構える事業者が対象です。

4. 申請対象産品

- 農林畜水産物：本市で栽培、採取、飼養されたもの。
- 加工品：製品の主となる原材料が市内で生産されたもの、または、市内で加工されたもの。

5. 申請方法

- 認証を受けようとする生産者または事業者は、所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類、必要に応じて見本を添えて、事務局に提出してください。なお、見本の提供に係る費用は申請者の負担とし、提供された見本は返却しません。
- 申請書は、本協会事務局及び常陸大宮市役所産業観光部商工観光課に用意しています。また、各公式ホームページからもダウンロードできます。
- 認証にあたっては、年1回の審査会の実施を予定しています。

6. 審査方法

ひたち大宮セレクション認証制度では、認証基準に基づく、「事前調査」と「認証審査会での審査」によって申請品の認証の適否を決定します。

(1) 事前調査

申請内容について、事務局による書類の確認、必要に応じて生産者または事業者へのヒアリング、生産・製造現場の現地調査を行います。

(2) 認証審査会での審査

認証審査会において、認証基準に基づき、認証審査会審査員が審査を実施します。

7. ひたち大宮セレクション認証制度認証基準

申請品の認証は、以下の認証基準により審査します。

- (1) 常陸大宮市らしさに関する基準
- (2) 品質及び価格に関する基準
- (3) 安心・安全、環境への配慮に関する基準
- (4) 独自性・物語性、商品コンセプトに関する基準
- (5) 持続性・発展性、熱意・貢献度に関する基準

8. 認証期間

認証を受けた認証品の有効期間は、3年間です。

(例：令和7年度中に認証を受けた場合、有効期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。)

9. 認証されたら

- 申請品が認証を受けた生産者または事業者には、本協会理事長より「認証書」を交付します。
- 認証を受けた生産者または事業者は、認証品の容器包装をはじめ、宣伝・広告媒体や販売促進物などに、本協会が定める「認証マーク」を表示することができます。認証マークの使用料は無償ですが、使用に当たってはひたち大宮セレクション認証制度実施要領の規定を遵守し、また、使用時に発生する全ての費用ならびに責任は認証を受けた生産者または事業者が負うものとしてします。
- 認証品や認証に向けた活動事例などは、本協会及び市公式ホームページ、SNS等、様々な情報媒体で紹介します。
- 本協会が主催する行事、その他イベントなどにおいて、認証品を紹介するパンフレット、ポスター、のぼりなどを利用したPRを行います。
- 常陸大宮市の関連施設や出先機関などに認証品を紹介するパンフレットを設置し、配布するなどしてPRを行います。

10. 認証のメリット

- 生産者または事業者の希望により、認証品の販売に関する課題解決に向けた市場マーケティング及び特産品ブランディングの無償提供が受けられます。(市場マーケティング及び特産品ブランディングについては、1生産者または1事業者あたり1回目は無償、2回目からは有償です。)
- 生産者または事業者の希望に沿った販路拡大支援が受けられます。
- 本協会が参加する商談会や物産展等へ共同出店することができます。
- 本協会及び市公式ホームページ、SNS等にて、認証品としての積極的な情報発信支援が受けられ、大きな宣伝効果に繋がります。

11. 申請上の注意事項

- 申請にあたっては、ひたち大宮セレクション認証制度実施要領をご確認ください。
- 申請書類の返却はできません。
- 申請書類の内容や現地調査等について、機密事項、ノウハウ、営業上の秘密などとして法的な保護が必要な事項については、申請者の責任においてあらかじめその旨を表示するなどの対応をしてください。

12. 申請・問い合わせ先

以下いずれかに申請、お問い合わせください。

- 一般財団法人常陸大宮市観光物産協会事務局

〒319-3111 常陸大宮市山方 530 番地

TEL : 0295-57-3325 FAX : 0295-57-3325

- 常陸大宮市産業観光部商工観光課

〒319-2292 常陸大宮市中富町 3135 番地の6

TEL : 0295-52-1111 FAX : 0295-52-2250